

社会福祉法人チルドレンス・パラダイス

法人役員・評議員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人チルドレンス・パラダイスの理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、役員等という）の報酬及び会議出席、出張、その他の旅費に関する事項を定める。

(原則)

第2条 役員等には、原則として勤務実態に即して報酬等を支給することとする。ただし、役員等の地位にあることのみによっては、報酬等は支給しない。

(勤務実態)

第3条 前条でいう勤務実態とは、役員等が行う自らの業務及びその立場で行う法人の業務で次のものをいう。

- (1) 役員等が参加する研修及び会議
- (2) 役員等が立ち会う競争入札
- (3) 監事の行う監査及び理事の行う必要な調査
- (4) 役員等が職員に行う指導・講演
- (5) その他、理事長の認めたもの

(職員としての報酬)

第4条 前条の規定にかかわらず、職員としての立場をもって勤務する者は、職員としての給与を優先することとする。

(報酬と支給)

第5条 役員が第3条に定める勤務に要した時間に、1時間当たり4000円を支給する。但し、報酬支給の対象となる時間は、1日5時間、月50時間を限度とする。

2、前項の勤務に要した時間の確認は、理事長が発行する役員等報酬証明書によるものとする。

(報酬及び旅費適用範囲)

第6条 報酬及び旅費規程は、役員等のほか、次の者にも準用する。

- (1) 退任者であって、残務処理のため、出張を命ぜられた者。
- (2) その他、特に外部の者に業務を委嘱し、それにより勤務する者。

(旅費の種類)

第7条 役員等の旅費は、国内出張旅費とし、海外出張については、その都度理事会が決定する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は順路によって計算する。但し、天災、その他やむを得ない理由で順路によることができなかった場合は、現に経過した路線により計算する。

(特認の手続き)

第9条 旅程、用務の状況、その他により、この規程によりがたい場合は、理事長の承認を得た後、別段の取扱をすることができる。

(旅費の前払い)

第10条 旅費は帰園後計算し、支給する。但し、概算によって、前渡金を支給することができる。

(旅費の精算)

第 11 条 出張より帰った者は、概算前渡金受領の有無にかかわらず、帰任後 3 日以内に精算しなければならない。

(旅費の分担)

第 12 条 旅費、宿泊料の全部、又は一部について、他から支弁される場合は、この旅費規程により計算される額との差額を支給する。

(出張)

第 13 条 役員等を出張させる場合には、理事長が出張命令簿に、用件、行き先、期間、日時等を記し、出張させるものとする。

(出張報告)

第 14 条 役員等が出張から帰った場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(会議旅費)

第 15 条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席したとき及び第 3 条に規定する勤務をしたときには、最も必要かつ通常の方法で実際にかかった費用を支給することができる。

(宿泊料)

第 16 条 宿泊料は、役員等が公務で出張中、宿泊した者に対し、実費支給する。

(出張中の事故)

第 17 条 役員等が出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責を一切負わないものとする。

(その他)

第 18 条 この規程の改廃は、評議員会で行うこととし、この規定に定めない役員等の報酬については、評議員会で定める。

(付則)

本規程は 2024 年（令和 6 年）7 月 1 日から施行する。